209

特251
731

静岡は何處へ行く

選擧の肅正、

秩序の恢復と

静岡市政改造壯年團

中村初

36
14

1

0008744000

0008744-000

特２５１－７３１

静岡は何処へ行く

中村初・著

日本交通新聞社出版部

昭和１０

ABI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特251
731

209

靜岡は何處へ行く

名譽の恢復と

運輸の肅正、

靜岡市政改造壯年團
中村初

日本交通新聞社發行

特251
731

靜岡は何處へ行く

!!正肅の擧選・ミ復恢の譽名

日本交通新聞社發行

著者の近影

B

序

親友、中村初君が今回「靜岡は何處へ行く〳〵」と題するパンフレットを出版し百鬼夜行の如き暗黒市政の現狀を痛憤せられ、之が名譽の恢復と其の方法としての選擧肅正の必要なる事を力說し、其の趣旨の徹底化を計られたるは時節柄寔に意義ある企てゝあると思ふ。

本書は見らるゝ通りの簡單なる小冊子ではあるが、選擧に際して市民のとるべき態度を明瞭に指示し、滑稽なる諷刺、漫畫等を引用して、極めて通俗的に執筆されてゐるので、之が市民多數の間に普及せらるゝ事に依つて、來るべき選擧の肅正の上に必ずや相當の好果を齎すであろう事を信じて疑はぬ。

敢て、市民諸君に、本書を推奨する所以である。

前市會議員　渡邊隆藏

C

自序

立憲政治の基調たる選擧が腐敗すれば政界は必然的に暗黒となる。現在の靜岡市民は、此の因果關係を最もよく、經驗させられた譯である。隨つて今日の頽廢せる政界に潑溂たる生命を與へ、信用の失墜せる政黨及び議員に名聲を挽回せしむる方法は、先つ選擧界の徹底的肅正より着手せねばならぬ。選擧は即ち議會政治の基礎的手段である。此の基礎的手段にして、公正嚴肅であるならば、中央議會も、地方議會も常に儼然として威信を發現し得る筈である。されば選擧の公正明朗は、議會政治の肅正其のものである。今や政府も政黨も、國民も、三者一体となつて、所謂選擧肅正を叫んでゐる。縣會議員の改選を目睫の間に控へ、衆議院議員の選擧も來春に迫つてゐる折柄、市民は市政の醜狀を曝露するに至つた原因を究め、以つて來るべき選擧に臨んでは、地方的にも、全國的にも眞に政界の淨化を期すべく「赤心一票」の行使を誤らぬやう努むる事が、取りも直さず市を憂ひ、縣を憂ひ國を憂ふる者の責務でなければならぬ。

昭和十年八月初秋

市政淨化演說會の夜

中村初

靜岡は何處へ行く　目次

市會疑獄は千歲の痛恨事……一
市の發展は元老及び先輩の賜……一
無軌道市政を如何にするか……二
名譽恢復のため市民總動員せよ……三
疑獄發生と市民の責任……四
政界淨化と選擧の重大性……四
選擧の意義と市民の覺悟……五
地方自治体と政黨の關係……六
一票の誤は全市を誤る……七
市民の意氣を投票で示せ……八
候補者の當落と投票の價値……九
安倍磯雄氏の選擧肅正の理想……一二
縣會選擧關係者の主なる心得……一五

市會疑獄は千載の痛恨事

吾が靜岡市は、傳統的に平和の都市、明朗なる街として、世間にも認められ市民も斯く信じてゐたのである。然るに今回圖らずも、賤機小學校敷地問題　靜清國道バス營業權讓渡問題に端を發し、多數の市會議員が刑務所に强制收容され、上下水道問題、市廳舍公會堂建設問題、芝川發電所買收問題等々殆ど底なし沼の如き市會疑獄の坩堝の中に投げ込まれたのみならず、現職市長が鐵窓に繫がれ囹圄の人となるといふ前代未聞の不祥事を惹き起し此の光輝ある市の歷史と、名譽ある市の信望とを一朝にして蹂躙し去られて仕舞つた事は誠に靜岡市千載の痛恨事である。

市の發展は元老及び先輩の賜

顧れば、明治二十二年、東京、大阪、京都、橫濱、名古屋、神戶の六大都市を始めとし全國三十餘箇所の都市を指定されたのであつたが、此の際吾が靜岡にも始めて市制が布か

れたのである。」爾來四十有八箇年間、星野鐵太郎、長嶋弘裕、小森慶助、伴野欣平、小嶋源三郎、宮崎通之助、菅貞仁の各市長時代を經て今日に至つてゐるのである。而して靜岡市は敢て長足の發展を遂げたとは考られぬが一歩進んでは一歩踏み占め、十歩前進しては十歩を守るといふ風に、極めて堅實なる發達の跡を示し　今日市民が何處へ行つても相當に信用せられ市を利かせてゐられる所以のものは取りも直さず市の元老及び先輩諸賢が、大した過ちもなく市政の運用宜敷を得、大靜岡市建設の礎石を強固にせられたる賜に外ならないのである。然るに今日斯くの如き疑獄を惹起し市會の信用は地に墜ち天下に恥を曝し市の面目を失ふに至つたといふ事は吾々青年市民の責任上、元老及び先輩に對して、誠に慚愧に堪へない次第である。

無軌道の市政を如何にするか

併し乍ら事件は既に直司の手に移り峻烈なる取調が進行されつゝあるのであるから市民は、敢て引かれ者に、石を投げつけるやうな、慘酷な仕打は避けねばならぬと恩ふ。寧ろ

將來、此の脫線した無軌道市政を如何にして軌道に引戻すか、と云ふ事を眞驗に考へなければならない。若し此のまゝして、市民が冷淡に構へ之を成行に任せて置いたとしたならば、無軌道市政は或はどんな所へ走つて行くか判らない、頗る危險千萬である。

名譽恢復のため市民總動員せよ

故に市民はこの際、市の名譽恢復のために、上の者も、下の者も、渾然一致協力して、市政の根本的建直しに勇往邁進せなければならない。個人的感情などに捉はれず　政黨政派を超越して、眞に市の前途を憂ふる眞心と眞心とがガッチリ腕を組み合せて市政の淨化に努力せなければならない。曾て東京市會が疑獄事件のため解散されたのは、議員の半數以上が收容されて、市會を開く事が出來なくなつたのではない。市民の輿論が八釜しくて到底捨て置く事が出來なくなつたから、規則の上では未だ〳〵市會は存續する事が出來たのであるが、時の內務大臣は斷然解散を命じたのである。故に靜岡市民も此の際　全市民總動員して正しい輿論を喚起し輿論の力を以て目的の貫徹を期すべきである。

疑獄發生と市民の責任

今回、空前の市會疑獄が發生して世間の嘲笑を買ひ、侮辱を受くるに至つた事は、市政の前途一層艱難の感を深らしむるものがあり。誠に同憂に耐へない。併し乍ら此の責任は、獨り市當局や、市會議員にのみ歸すべきものではなく、吾々市民が悉く其の責任の重大なる事を感しなければならない。何となれば、斯かる市長や市會議員は、天から降つたものでもなければ、地からわいたのでもない、何れも吾々市民が製造したのである　故に市會議員が惡いのは取りも直さず吾々が惡いのである。吾々は吾々相應な人物、を吾々の代表者として選び出したのだと思へば今更小言もいへない譯である。反省せなければならぬ。

政界淨化と選擧の重大性

今や縣會の選擧は目睫の間に迫り、明春は議會解散が無くても四月までには衆議院議員選擧が行はれる。又市會も一し解散されなくとも浦缺選擧は行はれる事になるであろう。

此の際吾々は、市民としても、縣民としても、又國民としても選擧界に一大革新を行ふ固き決意をする事が必要である。然らざれば此の國難を打開することは出來ない。市政を淨化する事は到底不可能である　殊に時局の重大性に鑑み、此の大地を拂ひ給へ、淨め給へと、滿地白雪の如く政界を淨化する覺悟を以て市民が眞に神聖なる選擧をなす事が出來得たならば、各種の國難は必ずや一掃され、市政は完全に淨化され得る事を私は確信する。要するに今度の縣會　國會、市會の選擧は何れも將來の國民の運命を卜し市民の禍福を卜する一大試驗場である。

選擧の意義と市民の覺悟

選擧といふことには一體どんな意義があるか私は大体之を二つの場合にわけて考へて見たい。第一は地方議會の選擧であり、第二は衆議院議員の選擧である。第一の場合の意義は適任者の選定である。例へば縣會や、市會の議員選擧の如きは、その人格、その識見、その力倆等、何人が吾が自治體の選良として最も適任であるかと言ふことを考へて選擧す

るのである。此の場合は必ずしも或る政策に就て意見を同じうするか否かといふ事は除りに問題にならぬのである。第二の場合の意義は何であるか、卽ち衆議員の選擧の場合は、單に人物だけではなく政策に對して選擧が行はれなければならない。卽ち擧擧民の意見を代表する者を選ぶ選擧である。國家の政治として、こういふ政策を實行して貰ひたい、就ては其の政策の主張者に投票して、其の政策の實現に努力して貫ひたいといふ選擧である卽ち衆議院の選擧は政策と人物の複本位で考へなければならないが、縣會や、市會の如き地方議會の議員を選ぶときは、何處までも人物本位でなければならぬと信ずる。隨て第一の場合に於ても、第二の場合に於ても選擧民は常に此の意義に基いて選擧を行はなければならないものであると私は考へる。

地方自治體と政黨の關係

國の政策に關しては政黨の對立は無論是認されなければまゝ地方議會に延長されることは何としても理論上許されぬ。國の政策は何處までも國の政策に關するものであつて、地方自治體のそれとは異るのが當然である。ところが實際問題としては、縣會議員の選擧は固より甚だしきは市會議員の選擧にまで、政黨公認候補者と云ふのが出て來るのである。斯くの如きは何と言つても自治體の冒瀆であつて、如何にも不都合な事であると言はなければならない。國の政治に關して結合してゐる政黨の黨員が地方議員となることは素より少しも差支ないが此の場合に於ては政黨的觀念を離れて純一無雜作に其自治體の爲に、縣本位、市本位に物を考へる態度になつて貰はねばならぬ。今日のやうな難局に處して、尙ほ地方自治體の問題に就て黨派の爭ひをする人があるならば、之こそ鄕土の敵として斷固排擊しなければならないと思ふ。

一票の誤りは全市を誤る

昔話に、何十人かの職人が親方に酒を贈る事になつて一人一升づゝ買つてきて樽に詰める事にしたのであるさて愈々樽に入れる段になると誰も見てゐないから自分一人だけが酒の代りに水を入れてやつても外の連中が、ほんとうの酒を入れて呉れゝば全體には何の

影響もあるまい、と不心得にも水で誤間化して置いたのが、跡で結果を見ると外の連中も矢張り同じやうに、横着心があつたゝめ親方はどう〳〵水樽を寄贈されて仕舞つたといふ諷刺の譬へがあるのであるが、寄り合ひ世帯の場合には、兎角有り勝な話である。況して選擧の場合は、全國に千三百萬人（國會）靜岡全市に三萬六千二百七十人（縣會）の有權者があるが、言はば此の選擧民が、それ〳〵一升づゝの酒を買つて樽へ詰めるのである。自分一人が銘酒の代りに水を入れたからといつて、全体から見れば千三百萬分の一に過ぎない。外の人達が眞面目にやつてくれさへすればよかろうと、横着を極め込む結果は外の連中も同樣の心持である以上、遂に國全体に水樽を作ることになるのである。市全体に水樽を作る結果になるのである。だから先づ自分から其の手許の一票を眞面目に取扱つて、國を誤り、市を誤るやうな事のないやうにせなければならない。

市民の意氣を投票で示せ

投票を行ふ者は、市會の選擧は素より、縣會の選擧でも、國會の選擧でも、人事ではない。自分達の選擧であると考へなければならない。市民の意氣を選擧で示すために常に自動的であるべく他動的であつてはならない。選擧プローカーや政黨ボスの言ひなり次第になつて、自分の判斷を用ひる餘地のない選擧をするのは、市民として最も恥づべき事である。市民は選擧の度毎に、市民の聲として、どういふ意味を表現しやうかと、沈思默考する眞面目さが欲しいものである。そうして投票人の方から、候補者を具さに檢討して、果して此の人に依つて大体自分達の期待してゐる、國政上の意見願望が達せられるだらうか縣政、市政上の問題が解決せられるであらうか、といふ事を考へた上投票するやうにしたいものである。

候補者の當落と投票の價値

投票の價値は、自己の投票した候補者の當落に依るのでなくして、立憲的な良心を滿足するや否やにある。自分が正當であると信ずる人に投票し得たならば其の人が當選すれば結構であるが、當選しなくとも、其の價値は十分にある。即ち立憲國民としての赤誠を守

つた點に十分の價値がある。然るに世の淺見者流は、往々にして被選擧者の當落によつて投票の價値が決せられるやうに思つてゐる者がある。恰も馬券でも買ふが如く、投票場に臨む者がある。あの馬は鞍と地盤と、看板とを以て走るから、勝ちそうであると云ふ風に見做して、其の當りそうな馬に投票して見やうと考へてゐる者がある。其の愚も甚だしいと言はなければならぬ。實は被選擧者といふ馬の走る足は自分等の投票である。自分等が投票すればよく走り、勝つ譯である。然るに、愚にして卑しむべきことには、候補者が金を持ち地盤を擁し各種の肩書を持つてゐるので、景氣がよさそうだから、其の人物は香んばしくなくても、勝ちそうな候補者であるから、それに投票して、それが當つて見なければつまらないと、馬券式に投票行爲を考へてゐる者もある。眞に笑ふべく、又恥づべき行爲であつて、斯くの如きは、實に國に不忠であり、縣にも市にも不忠なるものである。

國會の淨化！

縣會の淨化！

市會の淨化！

安倍磯雄氏の選擧肅正の理想

安倍磯雄先生は　選擧の肅正に就て次のやうに言はれてゐる。

私は主として二つの方法を考へて居ります。第一は司法權の獨立が徹底的に行はれなければならぬといふことであります。即ち司法大臣は閣僚であつてはならないといふ事であります。其の理由は我國の選擧は常に政府の與黨が勝つ、それは政府が我黨に有利な選擧取締をやり、反對黨は出來るだけ彈壓するからで、このことは天下周知の事實であります。選擧が公正に行かぬ大原因はこゝにあります、ベースボールに例をとつて見ても審判が不公平であつたらゲームは決して順調には進まない、また見物の方も承知しない。然るに選擧に於ては不公平が公然と行はれる。之れは全く司法權の獨立がしてゐないためであると思ひます。そして司法權の獨立實現のためには、司法大臣を全然內閣から離して仕舞つて、例へば會計檢査院長などゝ同じやうにして、出來れば、陛下直屬の終身官とすべきであると思ふのであります。之れは是非實現せしめねばならぬと思ふ。

また司法大臣が內閣にゐることは、選擧ばかりでなく、瀆職事件等の場合においても同様のことが言へるのであります。種々の疑獄事件が內閣が變つた直後に摘發されるといふ事は、一般國民に大きな疑惑を持たせる事になり、こうした政治的意味を司法部から除くためにも、司法大臣はよろしく內閣の外にあるべきだと信ずるのであります。

第二の點は嚴罰主義を採用することであります。現在の罰則では手ぬる過ぎるといふことであります。選擧違反の確證があれば、候補者たると、選擧民たるとを問はず、有權者からは永久に選擧權を剝奪し、また候補者からは其の人の一生を通じて、衆議院、府縣會、市町村會を通じ、一切の公職に就く權利を失はしめる。更に選擧權をも取り上げるが宜しい。之は一見慘酷に過ぎるやうに思はれるかも知れませんが、決してそうではない。金を取つて投票するやうな者は選擧に關係する資格がないのであります。更に投票を買收する候補者に至つては、全く立憲政治冒瀆者として、此の位の制裁は當然だと思ふのであります。年少者に選擧權を與へない理由と、金を取つて投票するやうな人から選擧權を奪ふ理由は同じであると思ひます。また或る人々は一時の出來心でやつた違

反者に對して未來永劫にわたつて、選擧權を剝奪するのはひどいといふかもしませんが、生活權、財產權、生存權等に對して、制限束縛を加へるものとは大いに違つて、國家のためにはこんな不都合な有權者は、ゐない方が遙によいと思ふのであります。私は男女の性の區別や、年齡や、稅金、即ち財產の多少に依つて、選擧權に制限を與へることには反對して來ました。婦人には當然選擧權・被選擧權が與へらるべきであつて、年齡の制限も速かに二十歲位にまでに引下げらるべきだと考へて居ります。と言つて私は制限其のものは決して惡いものとは思つてゐない。正當なる理由があれ制限も大いによろしい。併し投票權を濫用するような人から、其の權利を制奪することは當然なことだと考へるのであります。是非罰則をこの點まで進めたいと思つて居ります。この二つが實現され、ば私は我か國の選擧界は面目を一新することが出來ると信するのであります。

縣會選擧關係者の主なる心得

今回選擧法が改正された眼目は、要するに選擧界の淨化を圖ると云ふことにあること勿論であるが、細分すれば一方に於ては選擧界の最も腐敗の原因である「買收犯罪を出來る限り防止し、第二には選擧運動の費用を出來る限り少くする、といふことが卽ち二大眼目である。以下選擧關係者及び選擧民が特に注意を要すべき點を掇萃して參考に供したい。

選擧權を有する者。

府縣內の市町村公民は選擧權及び被選擧權がある。「市町村公民」とは二年以上同一市町村の住民で年齡二十五歲以上の男子である。

選擧權も被選擧權も有しない者

陸海軍々人にして現役中の者、（未だに入營しない者歸休下士官を除く）戰事若しくは事變に際し召集中の者、兵籍に編入せられた學生生徒、志願により國民軍に編入せらた者、市町村公民權停止中の者

選舉權あるも被選舉權なき者。　在職の檢事、警察官吏、收稅官吏、選舉事務に關ある官吏及び吏員（關係のない選舉區においては被選舉權がある。）

被選舉權を失ふ場合。　納稅滯納處分中の者　禁治產者又は準禁治產者になつたとき　破產者となつたとき　禁錮以上の刑に處せられたとき、選舉に關する犯罪に依り罰金の刑に處せられたとき、縣外に住所を移したとき。

被選舉權なきもの。　貧困に依り、又は家族に依り、公私の救助、扶助を受くる者。

投票日の告示。　選舉期日前、二十日目までに縣知事が告示する。

投票時間。　縣知事が告示するのだが大体午前七時に投票所の門を開き午後六時に門を鎖す。

投票の文字。　書体は何でもよく議員候補者の氏名を記載した自書したものは有効、朝鮮文字及羅馬字で書いたものは無効。

無効の投票。　(一)正規の用紙を用ひざるもの、(二)候補者に非ざる者の氏名を記載したもの、(三)一投票用紙に二人以上の候補者の氏名を記載したもの、(四)被選舉權なき候補者の氏名を記載したもの、五候補者の氏名の外他事を記載したもの、例へば「何某」へと書いた場合「へ」なる文字は他事記入で無効、候補者の姓と名の間又は氏名の下へ句點（、）を附したるもの例へば「甲野太郎、」は無効、候補者氏名の上「呈」と書いたものも無効、等々、(六)候補者氏名を自署せざるもの、例へば型紙使用のもの、(七)候補者の何人を記載したかを確認し難きもの、八在職議員を記載したるもの。

有効の投票。　(一)片假名、平假名或は兩方を混同して書いたもの、朝鮮文字ローマ字

にて書いたもの、(二)候補者の氏名のほか官位、職業、身分、住所又は敬稱の類例へば殿、君、閣下等を記載したもの、(三)書き違つて訂正したもの、(四)字をハッキリ記憶しない爲、自分の書いた字に疑があり念のため更に一字横へ疑問とする字を書いたもの、(五)鉛筆又はインクにて記載した投票、(六)一旦甲を選擧せんとして其の氏名を記載したるも、意志を飜して之を掃消し更に乙の氏名を記載した投票、(七)被選擧人の氏名に振假名を施し又は投票用紙の表裏兩面に被選擧人の氏名を記載した投票。

點字投票　點字に依り投票を爲さんとする者は投票管理者に對し其の旨を申立て投票用紙に點字投票といふ印を押して貰ひたる上之をなす。

不在投票　不在投票は衆議院議員選擧法には認められてゐるが府縣會議員選擧法には認められてゐない。

不定議員候補者。　選擧期日前七日目までに選擧長へ立候補の旨を議員候補者たらんとする者自から届出たもの。前項の期間内に議員候補者として他の有權者から推薦届出されたもの。

供託金（保證金）。　前二項に依り届出た場合は現金二百圓又は之に相當する額面の國債證書を供託しなければならぬ。

供託金品の沒收される場合。　議員候補者の得票數が其の選擧區の議員定數をもつて有効投票の總數を除して得た數の十分の一以下の場合。

（得票數）——$\frac{\text{有効投票總數}}{\text{議員定數}} \times \frac{1}{10}$＝得票數以下

議員候補者選擧期日前十日以內に辭した場合。

縣會議員が兼務出來ないもの。　衆議院議員、府縣の官吏、有給の吏員其の他在職中の吏員。

當選失格。　選擧運動費が法定額より超過して當選した場合、選擧法罰則に依り刑に處せられたとき。

選擧運動者の區別。　届出をした（選擧事務長、選擧委員、選擧勞務者）他人の指揮を受けず自由意志と篤志行爲に依り活動する者、自己の感情より自己の崇拜する人物のために言論と文章上に働く者、己と政見を同じくし主義をともにする者

法定運動者の資格。　選擧事務長、選擧委員は選擧權がなくてはなれぬ、選擧事務に關係ある官吏及び吏員もなれない。選擧委員も勞務者も事務長から選任された者でなければならぬ。

獨立選擧運動者の運動制限。　演說をすること、推薦狀を出すこと。

立候補届出前の運動。　立候補届出前の選擧運動は何人も之をなす事が出來ない、（舊法に於ては之を許されたが、新法によつて此點改められた。）

選擧委員及び選擧勞務者の數。　選擧區の配當議員を以て選擧人名簿の人名を除して一萬以上なるとき十人、異動あつても通じて二十五人、一萬未滿なるとは八人、通じて廿人。勞務者の數も前項の如く十五人と十二人（但一日につき使用人員）勞務者は一定の徽章を付けること。

選擧事務所の數、休息所の設置は許されない。　一ケ所に限る。選擧運動のため休息所及び之に類似するものは設置することを許されない。

選擧運動の爲にする文書圖畫取締。　文書圖畫の頒布又は掲示は表面に責任者の氏名を記載すること、引札は二度刷又は二色以下で長さ一尺、幅七寸以内、選擧運動の使用す

る名刺の用紙は白色」

立看板と立札」　立札、看板は議員候補者一人に付四十五個以内で白色に黒色を用ひたるものに限り縦九尺、横二尺以内、立札看板は選擧事務所を設けた場所の入口から一町以内の區域では選擧事務所一箇所に付通じて二箇を超ゆること得ない。

立札立看板の條件」　文書圖書の頒布又は掲示は選擧の當日に限り投票所を設けた場所の入口から直線三町以内の區域ではできない。立札、看板以外の文書圖書は之を貼付し又は掲示は承諾を得ずして他人の土地はは工作物に勝手にすることは出來ない。

張札はし　立看板以外の文書圖書はこれを貼付し又は掲示することが出來ない。張札は演説會の爲にするものゝみ其の會場だけに許される。

演説會告示用張札の數」　演説會告知用のポスターは一會場に付き三十枚、ポスターは日時、場所、出演者演題、候補者と黨派別の外記載できぬ　張札は約三尺一寸幅に尺一寸とする」

警察署の檢印」　此等の印刷物には警察署の捺印を受くる事を必要とする」

禁止された選擧運動」　戸別訪問、面接運動、（連續して個々の選擧人に）電話運動、（連續して個々の選擧人に）

演説辯士數」　辯士の數は三人まで候補者を加へて四人限りである。但し同じ辯士が二度登壇演説することは妨げぬ。演説のレコードは辯士に加算される」

選擧運動の費用」　選擧區の議員數を以て選擧人名簿記載の選擧人數を除したものに

三十錢を乘じて得た額　（有權者總數＋議員定員數）×30錢＝法定選擧費

選擧運動の費用と見られないもの。　議員候補者が乘車した船車馬賃、選擧の期日後に於て選擧運動の殘務整理のため要した費用、選擧委員又は勞務者が獨立して支出した費用　立候補準備のため議員候補者及び選擧事務長が各自勝手の意志で支出した費用、但し立候補前でも兩者の意志を通じて支出したものは選擧費用として加算される。

選擧運動者の受ける供給と實費と報酬。　法定運動者は選擧運動のために要する飮食物、船車馬等の供給、及び旅費實費、休泊料實費、其の他の實費の辨償を受けることか出來る。

獨立運動演說又は推薦狀に依り運動をなす場合に要する辨償を受くることができない。

罰則の適用

縣會議員選擧に對しては衆議院議員選擧法の罰則を全部適用される。

本罰則は特別法であるから犯罪行爲が刑法の法規に觸れる點があつても、刑法の併用は許されない、罰則の主なるものを掲げると左の通りである。

(イ)氏名を僞つて投票した者は百圓以下の罰金。

(ロ)選擧人又は運動者に、金錢又は價値ある物、財產上の利益提供、公私の職務を供與する申込み、其約束をなし、饗應接待の申込み、應諾した者、社寺、組合、小作、債權、等選擧人又は運動者に對し、直接の利害關係を利用誘導したるもの。

(ハ)投票の勸誘、或は投票阻止を誘ふて其の報酬をなす申込、又は應諾した者等の勸誘斡施、申込、約束をなした者に對して三年以下の懲役、禁錮、又は二千圓以下の罰金。

(ニ)議員候補者たらしめると、候補者たらしめざる目的で、前項の行爲即ち勸誘、斡施、申込約束應諾したる行爲。

(ホ)既に當選したる者に對し、辭任せしめんとの勸誘、斡施、其の報酬を約したる者、申込應諾したる者も前項の行爲をなした者には三年以下の懲役、禁錮、又は三千圓以下の罰金。

自分の首を賣る
様なものだ

この一票賣るな棄るな、買取るな。

一票が脊負ふ淨化の全責任。

汚すな、棄るな、尊き一票

逃すな機會、市政の淨化。

今度こそは、この一票

(ヘ)候補者、候補者たらんとする者、運動委員、當選者に對し、暴行脅迫を加へ又は拐引したる者。

(ト)交通、集會を妨げ、演說會を妨害して選擧の自由を妨害したる者、學校組合、會社、債權關係を利用して威脅をなしたる者。

此等の行爲をなしたる者には四年以下の懲役、禁錮、又は三千圓以下の罰金。

中傷、虛構の罪。

候補者の當選を妨害する目的にて虛構の事實を演說し、新聞雜誌張札等何等の方法を以つてするもの二年以下の禁錮、又は千圓以下の罰金。

祝賀と迴禮挨拶禁止

選擧終了後に於て、當、落、何れを問はず、祝賀、集會、自動車の迴禮、新聞廣告、挨拶戶別訪問は許されぬ。犯した者は百圓以下の罰金。

運動取締規則の違反は、

運動取締規則の違反即ち、立看板、引札、警察の捺印を受

けす、或は印刷物に責任者署名を爲さざる場合の如きは省令違犯として五十圓の罰金に處せられる。

特勞務者、家族、女中等が事務所の雜事手傳の場合は、特第號と記したマークを附すること。

實費の報酬額。委員の實費と報酬額は、辨當市部は一食七十錢以内郡部は五十錢以内、茶菓料一日十五錢以内として事務所給供に限る。

反對候補者の立札ポスター等の損傷。反對候補者の廣告張札其の他のポスターピラ等を引破り又は以上の廣告紙の上に自派候補者の張札等を貼付けたる行爲は選擧法第百拾五條第二號に該當す。

連續拍手に依る妨害。選擧演說を妨害する目的にて連續拍手をなし因つて演說の續行を困難ならしめた行爲は妨害罪を構成す。

立札制限寸法と脚の長さ。立札の制限九尺には脚の長さも通算する、但し地中に埋沒せる部分は除く。

地盤侵食監視の依頼。或る候補者を當選させる目的で其の地盤に對する反對派の侵食を監視する事を他人に依頼する行爲は運動なり。

運動者就任の依頼。第三者が或る人に選擧委員を依頼し承諾書を取る事は許されぬ

運動の依頼。法定運動者に非さる者に對し、演說推薦狀に依る以外の運動を依頼した場合、其の依頼を受けた者が未だ運動をしない場合に於ても、依頼した行爲自体選

舉違反になる

演說妨害者を制する行爲も違反」　演說會に於て辨士の演說を妨害する行爲が、妨害罰を構成することは勿論であるが、此の妨害者の妨害行爲を制して、辨士の演說に便宜を計る行爲も又　選擧運動たるを免れぬ」

選擧人の尾行」　選擧當日、選擧人を尾行して選擧人をして不安の念を生せしめたる行爲は、事情に依るも　多くの場合自由妨害となる。

投票用紙を待ち歸りたる行爲」　交付を受けたる投票用紙を汚損し、其のまゝ持歸りて投票なさざる場合は、犯罪を構成することなし。

立看板の類を揭示場所と氣勢を張る行爲」　立看板の類を廂上に揭示するが如く地上自

然の場所に非ざる箇所に揭示するは選擧法第百二十四條に所謂氣勢を張るの行爲に陷るの虞れあり。

圍碁座談等を利用する投票妨害」　投票當日に　投票を妨ぐる目的にて、反對派候者に、投票を爲さんとする選擧人を訪問し、圍碁座談其の他の事由に託し　故意に長時間を空費したるに、選擧人は意志薄弱のため　之を回避し得ず、遂に投票を爲すこと能はざるに至らしめたる行爲は、選擧法第百十五條第二號に該當す。

立會人の遲參」　投票立會人は、單に時間に遲參したる一事に依り、立會人たるの資格を失ふことなし。

白紙の投票」　白紙其の他文字なきものは第五二條の無效投票と認むべきに非らず、投票は意志表示にして、用紙そのものに非ざるを以て白紙は投票に非らず。

昭和何年何月何日執行縣會議員選擧

議員候補者何某勞務者之章

第　　號

大きさ縦二寸六分、巾一寸三分

衆議員
府縣會

議員選擧運動等取締規則

此ノ取締規則コソ候補者、選擧委員等ニハ最重要性ヲ有ッ法文デアル而カモ府縣會議員ト衆議院議員選擧トノ共通法デアル、第一章ハ事務所數ヲ定メテアル故ニ府縣會選擧ニハ不適用。仍テ玆ニハ第二章以下ヲ掲グ。

參照 府縣會（市。區會ヲ含ム）ノ議員ノ選擧ニ付テハ昭和九年内務省令第三十六號衆議院議員選擧運動取締規則中第二章乃至第六章ノ規定ヲ準用ス

（内務省令第四二號）

但同令第十一條中百五十箇トアルハ府縣會議員ノ選擧ニ付テハ四十五箇

議員選擧運動等取締規則

（昭和九年内務省令第三六號）

第二章　選擧運動ノ爲使用スル勞務者

第三條　選擧事務長ハ別記第一號樣式ニ準ジ徽章ヲ作製シ之ニ衆議院議員選擧法第八十八條第五項ノ届出アリタル警察署ノ檢印ヲ受ケ之ヲ選擧運動ノ爲使用スル勞務者ニ著用セシムベシ

選擧運動ノ爲勞務ヲ提供スル者ハ其ノ勞務ニ從事中前項ノ現定ニ依ル徽章ヲ見易キ箇所ニ著用スベシ

第三章　選擧運動ノ爲使用スル文書圖畫

第四條　選擧運動ノ爲文書圖畫ヲ頒分シ又ハ貼付シ若ハ揭示スル者ハ表面ニ其ノ氏名及ビ住所ヲ記載スベシ但シ信書、名刺及選擧事務所ニ貼付シ又ハ揭示スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　選擧運動ノ爲使用スル文書圖畫ヲ頒布シ又ハ貼付シ若ハ揭示スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ制限ニ從フベシ

一　郵便ニ依ルノ外頒布ルスコトヲ得ズ但シ演說會告知ノ爲ニスル引札及新聞紙ノ廣告ハ此ノ限ニ在ラズ

二　立札、看板ノ類ヲ除クノ外貼付シ又ハ揭示スルコトヲ得ズ但シ演說會告知ノ爲使

用スル張札及演說會ノ爲演說會場内ニ場内ニ於テ使用スル張札ハ此ノ限ニ在ラズ

三　演說會告知ノ爲使用スル文書ト雖モ選擧ノ當日ニ限リ投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三百二十七米（約三町）以内ノ區域ニ於テ之ヲ頒布シ又ハ貼付シ若ハ揭示スルコトヲ得ズ但シ演說會告知ノ爲メ新聞紙ノ廣告ニ依リ又ハ引札ヲ郵便ニ依リ頒布スル場合ハ此ノ在ニ限アラズ

四　演說會告知ノ爲使用スル文書ト雖モ航空機（人ノ搭乘シ得ザル氣球ノ類ヲ含ム）ニ依リ之ヲ頒布又ハ揭示スルコト得ズ

五　承諾ヲ得ズシテ他人ノ土地又ハ工作物ニ貼付シ又ハ揭示スルコト得ズ

第六條　演說會告知ノ爲使用スル文書ハ二度刷又ハ二色以下トシ引札ニ在リテハ長サ三十一糎（約一尺）幅二十二糎（約七寸）、張札ニ在リテハ長九十四糎（約三尺一寸）幅六十四糎（約二尺一寸）ヲ超ユルコトヲ得ス

選擧運動ノ爲使用スル名刺ノ用紙ハ白色ノモノニ限ル

第七條　演說會告知ノ爲使用スル文書ニハ演說會ノ日時場所、出演者及演題竝ニ議員候補者及其ノ黨派ノ外記載スルコトヲ得ズ

第八條　演說會告知ノ爲使用スル張札ノ數ハ演說會一箇所ニ付三十枚ヲ超ユル事ヲ得ズ

第九條　選擧運動ノ爲使用スル立札、看板ハ白色ニ黑色ヲ用ヒタモノニ限リ且縱二米七十三糎（約九尺）橫六十一糎（約二尺ヲ超ユルコト得ズ

第十條　選擧運動ノ爲使用スル立札、看板ノ類ニハ議員候補者及ビ其ノ黨派別ノ外記載スルコトヲ得ズ

第十一條　選擧運動ノ爲使用スル立札、看板ノ類ハ議員候補者一人付通ジテ百五十箇以内トシ且ツ擧事務所ヲ設置シタル場所ノ入口ヨリ百九米（約一町）以内ノ區域ニ於テハ通ジテ二箇ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十二條　選擧運動ノ爲使用スル立札、看板ノ類ニハ衆議院議員選擧法第八十八條第五項ノ届出アリタル警察署演說會ノ爲使用スル張札ニハ演說會場所在地所轄ノ警察署ノ檢印ヲ受クベシ

第四章　選擧ノ期日後ニ於ケル挨拶

第十三條　何人ト雖モ選擧ノ期日後ニ於テ當選又ハ落選ニ關シ選擧人ニ挨拶スルノ目的ヲ以テ左ノ各號ニ揭グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一　選擧人ニ對シテ戸別訪問ヲ爲シ又ハ連續シテ個個ノ選擧人ニ對シ面接若クハ電話ニ依リ通話ヲ爲スコト

二　自筆ノ信書ヲ除クノ外選擧人ニ對シ文書圖書ヲ頒布シ又ハ揭示スルコト

三　新聞紙又ハ雜誌ヲ利用スルコト

四　當選祝賀會其ノ他ノ集會ヲ開催スルコト

五　多衆集合シ又ハ自動車ヲ連ネ若クハ隊伍ヲ組ミテ往來スル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ

爲スコト

第五章　（省　略）

第六章　罰　則

第十七條　第三條ノ規定ニ違反シタル者ニハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十八條　第十三條ニ違反シタル者ニハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

府縣會議員總選擧期日及議員定員數

道府縣	選擧區數	議員定數	總選擧期日
京都	二四	四三	九、二五
大阪	二四	七二	同日
兵庫	三〇	五九	同日
長崎	一〇	三八	同日
新潟	二〇	四九	同日
群馬	一四	三八	同日
茨城	一五	四二	同日
栃木	一〇	三七	九、二二
奈良	一一	三〇	九、二五
三重	一九	三八	十、九
愛知	二三	五八	九、二五
靜岡	一七	四七	十、一四
山梨	一〇	三〇	十、六
滋賀	一三	三〇	九、二三
岐阜	二〇	三八	九、二五
長野	一九	四六	九、二七
宮城	一八	三七	九、二五
福島	二〇	四三	同日
岩手	一四	三五	九、一三
青森	一一	三三	九、二五

道府縣	選擧區數	議員定數	總選擧期日
山形	一五	三七	同日
秋田	一〇	三五	同日
福井	一二	三〇	九、二二
石川	九	三一	九、二四
富山	一〇	三一	九、二五
鳥取	八	三〇	九、二一
岡山	二二	四〇	九、二六
廣島	二〇	四五	九、二五
山口	一五	三七	十、五
和歌山	一〇	三二	九、三〇
德島	一一	三〇	十、一
香川	九	三〇	九、二五
愛媛	一六	三八	同日
高知	八	三〇	十、五
福岡	二九	五七	九、二二
大分	一五	三四	九、二五
熊本	一三	四一	十、五一
宮崎	一三	一三	九、二五
鹿兒島	一三	四三	同日

府縣の人口七十萬未滿は議員三十人を以て定員とす
同七十萬以上百萬未滿は五萬を加ふるごとに一人を增す
同百萬以上は七萬を加ふるごとに一人を增す

369
140

昭和十年九月五日印刷
昭和十年九月十日發行

定價金拾錢

不許複製

著作者　中村初
發行者　中村初
靜岡市傳馬町百三十四番地
印刷者　杉本次六
靜岡市日出之町五十八番地

發行所　日本交通新聞社出版部
靜岡市傳馬町百三十四番地
電話三六八一番

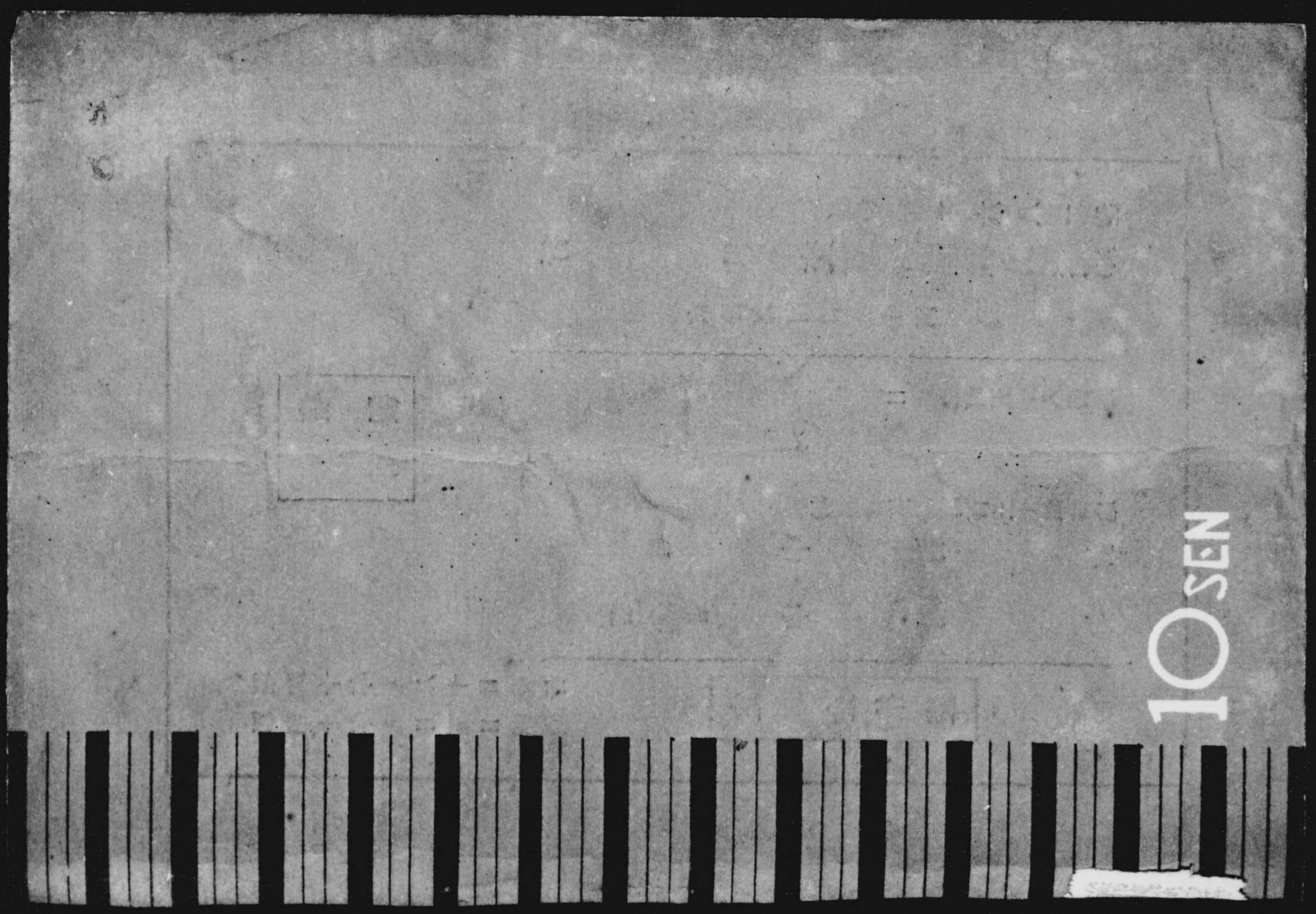
10 SEN